

令和5年度議会報告会

日時：令和6年2月3日（土）
午前10時30分から
場所：相生市文化会館
扶桑電通なぎさホール
中ホール

次 第

- 1 開 会
- 2 議長あいさつ
- 3 出席議員自己紹介
- 4 議会報告会

第1部 議会報告

- (1) 決算審査特別委員会報告
- (2) 総務文教常任委員会報告
- (3) 民生建設常任委員会報告

第2部 意見交換

- 5 副議長あいさつ
- 6 閉 会

議会報告会に参加していただいた皆様へ

- 1 本日の議会報告会は、相生市議会が主催で実施するものです。

市民の皆様から、様々なご意見をいただき、意見交換を行う場として位置付けておりますので、議員個人の見解を求めるようなご発言はご遠慮願います。

また、市政に関するご要望がある場合は、コスモストークなどにご出席していただき、ご発言されますよう併せてお願いいたします。

- 2 本日の結果につきましては、後日、相生市議会だより又は、相生市議会ホームページで概要の報告をする予定です。

- 3 報告会の報告書作成のため、写真撮影及び録画を行わせていただきますので、ご理解をお願いいたします。

目 次

令和5年第5回（12月）定例会議決結果一覧	1～2 ページ
決算審査特別委員会報告	3～14 ページ
総務文教常任委員会（12月8日開催）レジメ	15～16 ページ
総務文教常任委員会結果報告書等	17～26 ページ
民生建設常任委員会（12月7日開催）レジメ	27～28 ページ
民生建設常任委員会結果報告書等	29～60 ページ
主な議会用語の解説	61～65 ページ

令和5年第5回（12月）定例会 議決結果一覧

議案番号	議案名	委員会付託	議決結果
認定第1号	令和4年度相生市一般会計歳入歳出決算の認定について	決算審査 (9月議会)	認定 (賛成多数)
認定第2号	令和4年度相生市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	決算審査 (9月議会)	認定 (全会一致)
認定第3号	令和4年度相生市看護専門学校特別会計歳入歳出決算の認定について	決算審査 (9月議会)	認定 (全会一致)
認定第4号	令和4年度相生市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	決算審査 (9月議会)	認定 (賛成多数)
認定第5号	令和4年度相生市後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について	決算審査 (9月議会)	認定 (賛成多数)
認定第6号	令和4年度相生市病院事業会計決算の認定について	決算審査 (9月議会)	認定 (全会一致)
認定第7号	令和4年度相生市下水道事業会計決算の認定について	決算審査 (9月議会)	認定 (全会一致)
報告第17号	令和5年度相生市一般会計補正予算について処分の件報告	省略	承認 (全会一致)
議第38号	市道路線の認定について	民生建設	可決 (全会一致)
議第39号	相生市向山墓苑の指定管理者の指定について	総務文教	可決 (全会一致)
議第40号	相生市立障害者支援施設の指定管理者の指定について	民生建設	可決 (全会一致)
議第41号	相生市立養護老人ホームの指定管理者の指定について	民生建設	可決 (全会一致)
議第42号	相生市立特別養護老人ホームの指定管理者の指定について	民生建設	可決 (全会一致)
議第43号	相生市立生きがい交流センターの指定管理者の指定について	民生建設	可決 (全会一致)
議第44号	相生市立上松農業共同作業所の指定管理者の指定について	民生建設	可決 (全会一致)
議第45号	相生市病院事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	省略	可決 (全会一致)
議第46号	相生市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	省略	可決 (全会一致)
議第47号	相生市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	省略	可決 (全会一致)
議第48号	相生市会計年度任用職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	省略	可決 (全会一致)

議案番号	議案名	委員会付託	議決結果
議第 49 号	相生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	民生建設	可決 (全会一致)
議第 50 号	相生市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例の制定について	省略	可決 (全会一致)
議第 51 号	令和 5 年度相生市一般会計補正予算	総務文教 民生建設	可決 (全会一致)
議第 52 号	令和 5 年度相生市国民健康保険特別会計補正予算	民生建設	可決 (全会一致)
議第 53 号	令和 5 年度相生市看護専門学校特別会計補正予算	民生建設	可決 (全会一致)
議第 54 号	令和 5 年度相生市介護保険特別会計補正予算	民生建設	可決 (全会一致)
議第 55 号	令和 5 年度相生市病院事業会計補正予算	民生建設	可決 (全会一致)
議第 56 号	令和 5 年度相生市下水道事業会計補正予算	民生建設	可決 (全会一致)
議第 59 号	令和 5 年度相生市一般会計補正予算	省略	可決 (全会一致)
議第 57 号	固定資産評価審査委員会の委員の選任について	省略	同意 (全会一致)
議第 58 号	教育委員会の委員の任命について	省略	同意 (全会一致)
選挙第 8 号	選挙管理委員会の委員及び補充員の選挙について	省略	当選 (全会一致)

※ . . . 各委員会に付託された案件 (報告会報告事項)

決算審査特別委員会

決算審査特別委員会委員

委員長	宮艸 真木			
副委員長	田中 政幸			
委員	今井 大	後田 正信	中山 英治	土井 本子

令和4年度会計別決算額

会計別決算額

(単位:千円)

区 分	歳 入	歳 出	差 引
一般会計	14,814,259	14,252,951	561,308
国民健康保険特別会計	3,457,848	3,416,352	41,496
看護専門学校特別会計	193,952	189,989	3,963
介護保険特別会計	2,901,464	2,855,919	45,545
後期高齢者医療保険特別会計	549,930	549,930	0
合 計	21,917,453	21,265,141	652,312

(単位:千円)

病院事業会計	歳 入	歳 出	差 引
収益的收入及び支出	632,162	641,003	△ 8,841
資本的收入及び支出	79,532	86,801	△ 7,269

(単位:千円)

公共下水道事業特別会計	歳 入	歳 出	差 引
収益的收入及び支出	1,893,104	1,831,573	61,531
資本的收入及び支出	1,391,486	1,959,821	△ 568,335

令和5年度決算審査特別委員会に係る質疑応答

(令和4年度一般会計ほか4特別会計及び2企業会計に係る決算認定)

《一般会計》

歳出

1 企画総務部

(1) まちの認知度の向上を図る

(Q1)

シティプロモーション事業について、プロモーション推進協議会の開催状況及び内容についてはどうであったか。

(A1)

令和4年度においては、1回開催した。構成員からは、各年度の実績を踏まえた今後のシティプロモーションのあり方に関するアイデア等の意見が出されている。

(Q2)

これまでの提案に関して、どのようなことを実施したのか。

(A2)

インターネットやSNSでの幅広いPRについての意見が多く出されており、順次進めているところである。それ以外にも、市外へのPRだけでなく市民にも市の取組みを更に知ってもらうことができないかといった意見があり、それを踏まえて進めていきたいと考えている。

(Q3)

令和4年度において、ターゲットを絞ったプロモーションはどのように行ったのか。また、PRに関しては、もっと広く知らしめていく方法を考えてもらいたいと思うが、職員によるイベント等でのPRはどのような状況であったか。

(A3)

大手の不動産情報サイトや結婚準備情報サイト、旅行情報サイトにおいて、サイト運営会社が保有する年齢層や家族構成等のユーザー登録情報に基づき、集中的な広告掲載を委託することによりターゲットを絞っている。また、イベントについては、従来から実施の大型ショッピングモール等でのPRを引き続き実施している。

(5) 広域行政を推進する

(Q4)

特定用地の活用について、県との話し合いで進展はあったか。

(A4)

県に対しては、機会あるごとに活用について要望している。現在、県において、未活用

の産業用地が懸案となっており、今後、外部委員会を設置して検討を行うこととされていることから、その動向を見極めつつ、引き続き要望していきたい。

(6) 職員の資質向上を図る

(Q5)

職員研修において、職員が自ら受講したい研修ニーズの掘り起こしについてどう取り組んでいるのか。また、職員の自転車ヘルメット着用の普及率はどのくらいなのか。

(A5)

職員の研修ニーズの掘り起こしについては、派遣研修において、各研修機関の中で受講したい研修過程についてレポートを提出し、派遣できる応募型研修の制度を設けている。また、研修受講後アンケートの中で、今後受講してみたい研修に係る項目や国内派遣研修制度を設けており、職員の研修ニーズに合わせた対応を行っている。職員の自転車ヘルメットの着用については、4月以降努力義務化されたことから、通勤時間帯に駐輪場等で確認をしており、9月21日現在、32.1%の着用率となっている。

(8) 防犯対策の充実を図る

(Q6)

相生市の防犯カメラはトータル何台で、ネットワーク化やAI等による活用をしているか。

(A6)

自治会が設置している台数は12台、相生市防犯協会が設置している台数は6台、危機管理課で所管はしているものではないが、市が設置している台数は17台である。これらについては個々に稼働しているため、ネットワーク化やAI等の活用は行っておらず、現在、その計画はない。

(Q7)

簡易型自動録音機の無償提供件数及び自動録音機等の購入補助件数が見込みを下回った原因は、どのように把握しているか。

(A7)

65歳以上の高齢者が必ずしも特殊詐欺に対して警戒感を持っているとは言い難いことが原因ではないかと考えている。

(10) 非常備消防体制の強化を図る

(Q8)

消防団員について、条例定数520人に対して503人の実員数であるが、地域における非常備消防体制についての基本的な考え方を聞きたい。

(A8)

令和5年3月に条例改正を行い、定数は合計で450人、基本団員410人、機能別団員40人とし、機能別団員制度を導入している。これによって、日中、災害時での対応が効率的に実施できるようになるのではないかと考えている。定員は減少するが、これまでの災害出動実績等を踏まえると消防活動や災害応急活動に対応できるのではないかと考えている。

2 財務部

(1) 健全な財政運営を行う

(Q9)

起債残高の減少、経常収支比率の改善にどのように取り組んでいくのか。

(A9)

起債については、新規の借入れを抑えることで起債残高を抑制し、これにより公債費比率も減少しているが、下水道事業では一般会計と同じくらいの起債残高があるため、全体として取り組んでいく必要があると考えている。また、経常収支比率については、予算査定において、選択と集中により実際の行財政運営における弾力性をもたせられるよう取り組んでいきたい。

(3) 公平な課税と納税意識の高揚を図る

(Q10)

口座振替、コンビニ収納、スマホアプリ決済、クレジット収納の活用により自主納付の向上に努めたとのことだが、どれくらい向上しているか。また、それにより効果が上がったと感ぜられることはどのようなことがあるか。

(A10)

自主納付の数値指標として「自主納付率」がある。これは税目期別における督促状の発送前に納付した納税者の割合で、令和4年度は94.6%であった。クレジット収納を導入した平成29年度と比較すると自主納付率は0.9%上昇しており、その効果として、督促状の発送件数が平成29年度10,586件であったものが令和4年度8,404件と2,182件減少している。

3 市民生活部

(7) 就労環境の充実を図る

(Q11)

相生市中小企業奨学金返還支援事業について、市内2事業者、従業員3名分、合計で4万9,000円の補助を行ったとのことであるが、本事業は新規事業として20万円の

予算を計上されており、その実績が少なかった要因はどのように分析しているのか。

(A 1 1)

補助を行ったのは2事業者であるが、元々、兵庫県が運営する奨学金返還支援の制度を活用する市内事業者は4社であった。そして市の新たな制度をPRすることで新たな事業者の活用を想定していた。今後改めて、商工会議所等とも連携し、市内事業者へのPRを進めたい。

(Q 1 2)

インターンシップについて、1事業者、11名の学生を受入れたとのことだが、有効な結果を得られたのか。

(A 1 2)

インターンシップ事業は、就職する前に、学生やUIJターンの方、企業の皆さんが前もって状況を確認でき就職において非常に有効な制度と考えている。令和4年度の1事業者の実績は市役所であったが、過去においては、他の事業所にも協力いただいていた。今後、改めて事業者にもインターンシップの取組みに協力いただけるようPRしていきたい。

(10) 広域観光を推進する

(Q 1 3)

JR相生駅の新幹線利用促進を行い広域的な観光促進を実施したとのことであるが、具体的にどういったことをしてどのような成果があったのか。

(A 1 3)

コロナ禍において、表立った活動はできていないが、JR相生駅の新幹線コンコースに相生の特産品やペーロン船等を展示しているものをリニューアル等により新幹線の乗客に相生の魅力発信を行った。観光振興は即時に成果に結びつかないことも多いが、今後はコロナの影響も少なくなっているため、しっかりと広域観光のPRを行っていきたい。

(12) 墓地などの適正管理に努める

(Q 1 4)

一般墓地と合葬式墓地における墓地使用料の内訳はどのようになっているのか。

(A 1 4)

一般墓地が295万円、合葬式墓地が1,939万円、合計2,234万円となっている。

(Q 1 5)

墓じまいの相談はどのようにされているのか。

(A 1 5)

合葬式墓地やお寺へ遺骨を移すことを考えている方がほとんどであるため、性根抜きや現在使用している墓地の返還方法などを提案している。

4 健康福祉部

(4) 社会参加を支援する

(Q16)

相生市は手話言語条例を制定し、手話の普及促進に取り組んでいると思うが、手話奉仕員養成講座の実施状況はどうなっているのか。

(A16)

手話奉仕員養成講座は、入門、基礎、ステップアップ講座を3年サイクルで実施している。令和5年度は入門課程を開講しており、8の方が受講いただいている。

(6) 母子保健対策を推進する

(Q17)

令和4年度の子育てアプリの登録状況はどうだったか。また、利用の多いメニュー、アプリが使われてる方のニーズ状況はどのように把握されたか。

(A17)

令和4年度末登録者は573人、新規登録者は102人であった。令和4年度は、年間延約1,200人、月平均約100人の方に利用していただき、利用の多いメニューは不明であるが、令和3年度に実施した利用者アンケートから、予防接種管理や身体発育曲線のメニューを活用されている方が多かった。おそらく令和4年度も同様であったと考えている。

(8) 多様な保育サービスの充実を図る

(Q18)

保育士等就業支援事業で5件支給したが、単純に5人の保育士が増えたと考えていいのか。

(A18)

令和4年度には、5人の保育士に一時金を支給したため、フルタイムの正規保育士が5人増えたということになる。しかし、前年度末や年度途中で退職する保育士もいるため、単純に前年度に比べ5人増えたという状況ではない。

(Q19)

令和5年3月の代表質問の際、保育士を10人採用できれば、待機児童の大部分が解消できると答弁いただいたが、現状は解消していない。令和4年度の補助事業以外に保育士を増やす努力はされたか。

(A19)

兵庫県が行う各市町への保育士確保支援策として、県が管理する保育士登録情報を入手したが、結婚されて転出されている保育士や、すでに保育所等で就労されている保育士の

情報も掲載されているため、個々の就労状況の確認等一定の整理が必要であり速効性のあるものではなかった。引き続き、保育士確保に繋がるような方策等の情報に注視しながら、実践できるものがあれば積極的に活用していきたいと考えている。

5 建設農林部

(2) 道路などの整備と適切な維持管理に努める

(Q20)

道路橋梁長寿命化計画の見直し期間はどれくらいなのか。

(A20)

橋梁点検については、法律上5年に1回の近接目視点検が義務付けられており、令和4年度、令和5年度においても点検を実施し、その結果を基に計画の見直しを行い、損傷度合いによって補修工事を行うこととなる。

(4) 公営住宅などの適切な管理に努める

(Q21)

公営住宅は入居率が非常にばらつきがあるが、その要因を確認したい。

(A21)

入居率については、市営住宅は耐震性不備のため、令和2年8月から入居者の募集を停止している。再開発住宅やコミュニティ住宅は一定の入居者がいる。しかし、定住促進住宅は、エレベーター未整備や施設の老朽化から入居を希望される方が少ない状況である。

(9) 農業の振興を図る

(Q22)

10目 農業総務費のふれあい公園管理委託料について、地域へ公園の管理を委託しているが、高齢化が進み大変になってきていると聞いている。地域からの申入れはあるのか。

(A22)

地域から、詳細は聞いていないが、高齢化に伴い管理が難しくなっていくことは危惧している。関係課と連携し、検討していきたい。

(Q23)

夢ある農村づくり推進事業について、令和4年度の内容は。

(A23)

女性農業者の活動支援として、食と農を守るかあちゃんずへ伝統野菜であるかんぴょう栽培事業へ助成を行った。地域の元気づくり活動では、新規就農者のイチゴ販売に係る資材、コスモスの里加工所の屋根の張り替え工事を行い施設が維持継続できた。また、地域間交流活動では、福井コスモス祭に美しい集落環境づくりを行う活動として、コスモスの

種代等の助成、那波野農会へ耕作放棄地の水路の維持管理のため、草刈り経費を助成した。

(Q 2 4)

現在各集落でワイヤーメッシュをしているが、役員が点検・メンテナンスをしている。20年は経過しているが、耐用年数はどのくらいか。現状と今後の維持管理の予定は。

(A 2 4)

集落柵については、約20年前から国・県の補助で多くの集落が設置している。年数が経過しているため、修理が必要になるが、市では、集落柵の設置費用の一部助成を行っているため、それを利用させていただきたい。集落と行政が一体となった取組みを行っていきたいと考えている。

6 教育委員会

(3) 子どもの育成環境の充実を図る

(Q 2 5)

教育委員会として教育のブランド化をどう考えているのか。

(A 2 5)

教育のブランド化は、地域創生総合戦略の社会増対策の中の一環である。相生市に住めば、こういった教育が受けられるという幼児期から中学校まで見通した特色ある環境づくりとして教育支援の11の鍵を設定し、相生っ子の教育環境の充実を図ることをブランド化としている。

(Q 2 6)

ブランド化というものは、もっと強い独自性、優位性を顕在化させてくる必要があると思う。教育施策となると自治体間で競争しなければいけないため、ブランド化としては、教育方針に共感できるなどの意識や情緒に作用することが必要であると思うが、どう考えるか。

(A 2 6)

第2次相生市教育振興基本計画において、相生の教育は、自立した人間を形成できるよう、主体的な判断力、未来を切り拓く力、多様な人と共生する豊かな心を持った人づくりを目標に掲げ、基本方針を「生きる力を育み、いきいきと輝く相生っ子づくりの推進」、「楽しい学びを通じ、豊かな人間力を育む生涯学習の推進」とし、大人から子どもまで、将来にわたって未来を開き、絆ひろがる相生の教育というものを、実践したいと考えている。

(4) 確かな学力を育成する

(Q 2 7)

タブレットの持ち帰り用ケースとフィルムは全台数につけたのか。また、フィルムは誰が貼ったのか。

(A 2 7)

持ち帰り用ケース、フィルムともに全ての端末に整備した。フィルムを貼る作業は学校に委ねた。

(Q 2 8)

これまでにタブレットの持ち帰りで破損等はないか。

(A 2 8)

授業中には年間5～6件あったが、持ち帰りでは0件である。

(5) 豊かな心を育成する

(Q 2 9)

創意ある学校園づくり推進事業の各校区ならではの取組みはあるか。また、事業には保育所も入っているか。

(A 2 9)

漁業体験、農業体験、防災学習、SDGs学習、文化芸術鑑賞等、校区毎に特色ある取組みを行っている。保育所についても、保幼小中地域まるごとつながりとして連携して取り組んでいる。

(7) 学びを支える体制の充実を図る

(Q 3 0)

相生市小中一貫教育推進事業の先進地視察の実績についてはどうか。

(A 3 0)

令和4年度は明石市より講師を招聘し研修会を実施した。研修視察は令和6年度に行うよう計画を立てている。

(Q 3 1)

全国の不登校の児童生徒の前年度からの増加幅が2割を超えたとの報道があったが、相生市の状況はどうか。

(A 3 1)

令和3年度が小学校14人、中学校41人、令和4年度が小学校18人、中学校44人と増加している。無気力・不安を主な要因とするものが約8割である。

(Q 3 2)

不登校児童生徒に対する支援はどのようになっているか。また、卒業式に出席できたというような事例はあるか。

(A 3 2)

週に1回以上は家庭訪問等を行っている。また、放課後登校、別室登校、タブレットの使用、適応教室の紹介を行うなど、個々に応じた居場所の確保に努めている。卒業式への出席もそれぞれに応じた対応をしている。他の児童生徒と共に参加できた例や、個別に2階席で参加した例などがある。

(9) 文化芸術の振興を図る

(Q33)

「市内に残された豊かな歴史文化遺産を適正に管理・保存し、市民の関心と理解を深める。」とある。あまり予算を計上されていないがどのような方針なのか。

(A33)

文化財の管理については、感状山城跡をはじめとする史跡、古墳、記念物の樹木の伐採や除草を定期的に行っている。また、文化財の保存については、宿禰(すくね)塚(づか)古墳の市指定文化財の指定、市内の古墳から出土した鉄器の防腐、樹脂塗布による補強を行い保存に努めている。さらに、学芸員を配置し、今後も計画的な文化財の管理・保存を行っていききたい。

歳入

(Q34)

決算書60ページの80款 諸収入、30項 雑入、25目 雑入の雑入について、主なものは何か。

(A34)

雑入の主なものは、お試し住宅利用料42万円、市税から雑入への振替分112万5,200円、老人福祉整備事業補助金に係る返還金100万円、木材売払い収入160万6,038円、令和2年度幼稚園施設型給付費56万7,600円となっている。

《国民健康保険特別会計》

(1) 医療保険事業の安定的な運営を図る

(Q35)

特定保健指導の受診率については、国の目標数値である45%を上回っているが、その要因は何か。

(A35)

新たな事業として、健診結果説明会を実施した。対象者は、集団健診を受けられた方のうち、国民健康保険加入者の約1,200人に案内したことが要因と考えている。結果として70人の方に参加いただいている。

(Q36)

特定保健指導を受けたことで、メタボ該当者やその予備軍の率が減っているか。

(A36)

特定保健指導を受けた次の年に、また特定保健指導の該当者になる方もおられるが、指導を受けた後は、56.2%の改善率となっている。

《看護専門学校特別会計》

(1) 地域医療に貢献できる人を育成する

(Q37)

入学試験の出願者数が28%と大幅に減少しているが、その要因をどのように考えているのか。

(A37)

出願者数減少の要因としては、少子化の影響に加え、コロナ禍において、連日報道されていた医療従事者の大変さを目にしたことにより、敬遠された面もあるのではないかと感じている。また、4年制大学による看護学科の新設も要因の一つと考えている。

《介護保険特別会計》

(14) 生活支援のサービスを充実する

(Q38)

第1層及び第2層生活支援コーディネーターについて、コロナ禍で活動しにくい状況であったと思われるが、どのような活動を行ったか。

(A38)

通いの場などの地域資源の発掘や、グループの活動を継続していくにあたっての助言などを行った。コロナ禍において活動を休止するグループがある中で、活動の再開、継続ができるよう、通いの場を訪問し、情報共有や助言等に努めた。

《病院事業会計》

(1) 安定した市民病院運営を行う

(Q39)

決算書2ページの資本的収入及び支出において資本的収入が資本的支出に不足する額を過年度分損益勘定留保資金で補填しているが、仮払い消費税が663万550円あるので消費税資本的収支調整額から充当すべきではないのか。

(A39)

補填財源の充当順位については特別な規定はなく団体の任意に委ねられているため相生市民病院決算では過年度分損益勘定留保資金から充当していた。補填財源の充当順位について再度参考図書や会計士、監査委員に相談するなど適正な充当順位を確認し来年度以降反映させたい。

《下水道事業会計》

(1) 下水道事業の健全経営と維持管理を図る

(Q40)

下水道使用料を改定しているが、12%改定をした基準は何か。

(A40)

国の指針により経費回収率が80%以上となるよう改善する必要があったことから、令和4年度において下水道使用料を12%改定をさせていただいた。この改定により約4,500万円の増収となった。

(Q41)

汚泥の処理量及び費用は、どのようになっているのか。また、将来的に整備されるストーカ方式による焼却場で汚泥を処理すれば、経費の軽減になるのか。

(A41)

令和4年度における年間汚泥処理量は2,327トンであり、その処理費は4,825万5千円である。また、汚泥処理は、赤穂市及び岡山市の業者に処理の委託をしているが、今後、新美化センターにおいて汚泥処理を委託する場合には、現在の処理費用よりも安価となるよう協議を行いたいと考えている。

総務文教常任委員会

令和5年12月8日(金)

1 付託事件

議第39号 相生市向山墓苑の指定管理者の指定について

議第51号 令和5年度相生市一般会計補正予算

第1条 歳入歳出予算の補正の内歳入全般及び歳出中

款	項	(目)
5 議会費	全般	
10 総務費	5 総務管理費	5 一般管理費
		15 財政調整基金費
		30 財産管理費
	10 徴税費	全般
	20 選挙費	全般
	25 統計調査費	全般
	30 監査委員費	全般
15 民生費	20 地域改善対策費	全般
50 教育費	全般	

第2条 債務負担行為

2 所管事項

(1) 企画総務部

- ア 消防団年末警戒について
- イ 消防出初式について
- ウ 西播磨地域高校生防災サミットについて

(2) 財務部

- ア 市有地の処分について

(3) 教育委員会

ア 市立幼稚園の休園について

イ 第2次相生市立小中学校適正配置計画の推進について

ウ 相生市文化会館について

3 その他

議案番号及び議案名	
議第39号 相生市向山墓苑の指定管理者の指定について	
議案の概要	
1 施設の名称	相生市向山墓苑
2 指定管理者	相生市若狭野町上松59番地 上松自治会 会長 油田 英規
3 指定の期間	令和6年4月1日から令和11年3月31日まで
質疑等	
Q 1	管理委託の内容、委託料についてはどうか。
A 1	上松地区に設置しているもので、上松自治会に管理運営を委託している。管理委託料は昭和47年の当該施設開設以来、上松自治会に無料で管理をしていただいている。
Q 2	自治会が管理保全をするが、そのチェックはどうしているか。
A 2	毎年度、事業計画及び実績報告書により、施設の使用状況、事業実施状況、管理経費の収支状況等の報告を受け、管理運営の確認を行っている。
Q 3	この墓苑の広さと利用状況はどうか。
A 3	墓苑の面積は、3047㎡、造成区画数は146区画で、令和4年度末現在、94区画が使用されている。
討 論	なし
審査結果	可決(全会一致)

令和5年第5回（12月）定例会 総務文教常任委員会報告書

議案番号及び議案名

議第51号 令和5年度相生市一般会計補正予算

議案の概要

(単位：千円)

当初予算額	現計予算額	補正額	補正後の予算額
13,640,000	14,156,675	415,721	14,572,396

第1条 歳入歳出予算の補正の内、歳入全般及び歳出中の当委員会の所管の項目について

<歳出予算の主なもの>

人件費 人事異動及び退職者の増による給与費の組替え、並びに人事院勧告に伴う給与改定分を調整し計上したもの。

総務費

- ・財政調整基金積立金 2億1,975万2千円
年度末財政調整基金残高(13億5,806万3千円)
- ・庁舎建設基金積立金 5,370万2千円
年度末庁舎建設基金残高(5億5,433万3千円)

<歳入予算の主なもの>

- ・市有土地等売却収入 254万3千円
- ・前年度繰越金 3億2,536万2千円

第2条 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
愛老園管理運営委託	令和6年度～令和10年度	協定相当額
生きがい交流センター管理委託	令和6年度～令和10年度	54,000

※債務負担行為とは、翌年以降の支出の予定額と期間をあらかじめ定めておくこと。

質疑等

Q1 会計年度任用職員の勤勉手当支給による就労等への影響についてはあるか。

A1 特に、パートタイム会計年度任用職員は、配偶者の扶養・社会保険の範囲を超える職員も出てくる。その対応として、人員の確保等を図り、業務や市民サービスに影響がないよう対応したい。

Q2 パートタイム会計年度任用職員の勤務時間等の制約についてはどうか。

A2 パートタイム会計年度任用職員の週20時間未満勤務職員の中に、年収の壁の制約を受ける職員もいる。

討 論 なし

審査結果 可決（全会一致）

防災について

1 相生市地域防災計画の改訂について

(1) 地域防災計画の趣旨

地域防災計画とは、災害対策基本法に基づき、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、都道府県、市町村の防災会議がそれぞれの地域の実情に即して作成する災害対策全般にわたる基本的な計画である。

○ 相生市地域防災計画の構成

第1編 総則 ……計画の目的等

第2編 災害予防計画 ……災害の予防と被害軽減対策等

第3編 災害応急対策計画 ……円滑な災害応急活動の展開等

第4編 災害復旧計画 ……公共施設等の災害復旧等

第5編 災害復興計画 ……復興体制の確立等

第6編 津波災害対策計画 (南海トラフ地震防災対策推進計画)

…津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項等

資料編 ……津波災害対応マニュアル等

(2) 市町村地域防災計画の位置づけ

ア 災害対策基本法における市町村地域防災計画

市町村地域防災計画の作成は、災害対策基本法第5条第1項において市町村の責務として規定されている。

イ 防災基本計画との関係

災害対策基本法第42条に基づき、市町村防災会議は、中央防災会議が作成する防災基本計画を踏まえ、市町村地域防災計画を作成及び修正しなければならない。

ウ 県地域防災計画との関係

市町村地域防災計画は、都道府県地域防災計画に抵触するものであってはならない。

(3) 相生市地域防災計画の改訂について

災害対策基本法第42条第1項において、市町村防災会議は、毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、修正しなければならない。

ないと規定されている。

防災基本計画や兵庫県地域防災計画、その他法令改正等との整合性を確保するとともに、地域の実情に即した実戦的な計画となるよう「相生市地域防災計画」の改訂を行う。

(4) 準拠する法令等

災害対策基本法、防災基本計画、防災業務計画、兵庫県地域防災計画、災害救助法、水防法、東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法、ひょうご防災減災推進条例、市町村のための水害対応の手引き、土砂災害警戒避難ガイドライン、避難情報に関するガイドライン、その他防災に関する法令等

(5) 「相生市地域防災計画」改訂の概要

ア 近年の防災基本計画の修正を踏まえた改訂事項

- (ア) 学校における消防団員等が参画した防災教育の推進〔追加〕
- (イ) 安否不明者についての積極的な情報収集〔追加〕
- (ウ) 避難所における食物アレルギーへの配慮（ニーズの把握やアセスメントの実施等）〔追加〕

イ 近年の兵庫県地域防災計画の修正を踏まえた改訂事項

- (ア) 避難行動要支援者の自動車避難、ウィズコロナを踏まえた車中泊避難〔追加〕
- (イ) 避難所における医療的ケア児者に対する配慮（医療機器の電源の確保等）〔追加〕
- (ウ) 災害廃棄物の発生への対応（社会福祉協議会、NPO等との連携）〔追加〕

ウ その他改訂事項

- (ア) 防災力の向上における防災士との連携〔追加〕
- (イ) 内水災害に係る危険区域の把握・事前周知〔追加〕
- (ウ) 市民への情報提供方法の充実（相生市公式LINEの普及促進）〔追加〕
- (エ) 要配慮者利用施設避難確保計画策定該当施設リスト〔見直し〕
- (オ) 情報収集における線状降水帯に関する情報の活用〔追加〕
- (カ) 情報収集における無人航空機（ドローン）の活用〔追加〕
- (キ) 災害が発生するおそれがある段階での避難所の供与〔追加〕
- (ク) 在宅避難者への物資・情報等の提供〔追加〕
- (ケ) 避難所等の情報提供における災害時ナビの活用〔追加〕

委員会中の主な質疑

Q 1 : 防災士との連携はどうか。

A 1 : 連携は出来ていない、積極的な取組を行う。

Q 2 : 自治会脱会の高齢者がいると、自主防災組織の対応が課題となるが。

A 2 : 互助を行う必要がある。その点を周知していきたい。

Q 3 : 職員のドローン操縦資格取得をどう考えるか。

A 3 : 複数名の確保を図りたい。

Q 4 : 機能別団員の欠員をどう考えるか。

A 5 : 早く定員を満たせるよう努めたい。

Q 5 : 各地域に合った防災アドバイス等をどうするか。

A 5 : 危機管理課職員も一体となり、地域防災力向上に取り組む。

Q 6 : 「相当な損害の恐れがある箇所に危険周知」を、どう想定周知するか。

A 6 : ハザードマップ等で周知していきたい。

Q 7 : 「相当な損害の恐れがある箇所」に避難確保計画を未作成の事業所があった場合、どうするか。

A 7 : 該当する事業所に対し、計画の作成を強く促す。

Q 8 : 個別避難計画が未作成の方への働きかけをどうするか。

A 8 : 福祉部門とも連携し、計画の作成に努める。

Q 9 : 自主防災組織の組織率をどう考えるか。

A 9 : 今年度中に100%を達成したい。

Q 10 : 危険個所の見える化の準備はできているか。

A 10 : 危険個所の見える化に努めていきたい。

議会閉会中の調査事件 地域創生（進行管理）について（調査）

《第2次相生市地域創生総合戦略》

相生市もっともっと活力上昇計画
～アクションプログラム～

戦略目標 1	子育て応援のまち相生～自然増対策～
--------	-------------------

基本方針	将来の本市を担う若い世代が希望を持って結婚をし、子どもを産み育てられるように、結婚から出産・子育て期に応じた切れ目のないきめ細やかな支援を行います。 また、地域全体で子育てを応援できる地域づくりを推進します。							
数値目標	指標	基準値	目標値	実績値				
	合計特殊出生率	R1	R7	R3	R4	R5	R6	R7
		1.59	1.60	1.50	1.50			
	達成率 (%)		93.8%	93.8%				

重要業績評価指標 (KPI)	基準値	目標値	実績値				
	R1	R7	R3	R4	R5	R6	R7
施策 1	パパママ支援						
出生数	196人	213人	172人	148人			
	達成率 (%)		80.8%	69.5%			
子育てアプリの登録者数	227人	546人	471人	573人			
	達成率 (%)		86.3%	104.9%			
施策 2	子どもたちの成長応援						
保育所の待機児童数	3人	0人	7人	5人			
	達成率 (%)		△133.3%	△66.7%			
施策 3	地域の子育て応援						
地域子育て支援拠点の利用者数	15,837人	20,460人	11,775人	13,676人			
	達成率 (%)		57.6%	66.8%			
子育て応援券利用可能事業者数	36箇所	40箇所	38箇所	39箇所			
	達成率 (%)		95.0%	97.5%			

数値目標に対する評価と次年度以降の取り組み方針	<p>コロナ禍による影響等により、出生数は減少したものの、各ステージに応じた子育てサービスの充実により、各種KPIの数値は順調に推移している。</p> <p>待機児童数については、保育士不足による部分が大きいため、保育士への就業支援等を引き続き実施するとともに、保育環境の改善・保育士の質の向上を推進しながら、待機児童数の解消を図る。</p> <p>多様なライフスタイル、価値観が広がる社会において、結婚や妊娠・出産の希望を実現できる施策を展開するとともに、「相生市に住んで子育てをしたい」と思ってもらえるよう子育て環境の更なる充実を図り、合計特殊出生率の向上を目指す。</p>
-------------------------	---

戦略目標 2 住みたい、帰りたいまち相生～社会増対策～

基本方針	<p>本市からの転出抑制を図ることと併せて、転入者数を増やすため、各種定住施策を充実させます。また、移住・定住希望者に対する情報発信及び相談体制の推進を図ります。</p> <p>さらに、教育環境は定住先を検討する上で重要視されていることから、本市ならではの特色を活かした英語教育の更なる充実を図るなど、子どもたちの将来に幸せを贈るように幼児期から中学校までを見通した特色ある教育環境づくりを進め、相生市の教育のブランド化を図ります。</p>							
数値目標	指標	基準値	目標値	実績値				
	社会増減数	R1	R7	R3	R4	R5	R6	R7
		△192人	0人	△213人	△152人			
達成率 (%)				△10.9%	20.8%			

重要業績評価指標 (KPI)		基準値	目標値	実績値				
		R1	R7	R3	R4	R5	R6	R7
施策 1	あいおい暮らしサポート							
	移住・定住相談件数	13件	25件	45件	81件			
		達成率 (%)				180.0%	324.0%	
空き家バンクの物件登録件数	10件	15件	14件	18件				
	達成率 (%)				93.3%	120.0%		
施策 2	子どもたちの未来を創るあいおいの教育							
	英検3級相当以上の英語力を有する中学3年生の割合	60.4%	60.0%	61.4%	61.3%			
		達成率 (%)				102.3%	102.2%	
施策 3	あいおいプロモーション							
	HP閲覧者数	502,525件	550,000件	683,783件	632,522件			
		達成率 (%)				124.3%	115.0%	

数値目標に対する評価と次年度以降の取り組み方針	<p>社会増減数は、令和3年度の△213人から改善している。空き家バンクの登録件数や移住・定住相談件数についても順調に増加している。</p> <p>引き続き、まちの魅力を発信し続け、地域と多様なかかわりを持つ「関係人口」を創出し、移住者・定住者へとつなげ、更なる社会増減の改善を目指す。</p> <p>また、ワンピース・イングリッシュAI01を推進し、英検受験に対する補助を継続して行うとともに、相生型ハイブリッド学習を推し進めていくことで、相生の教育のブランド化をより一層浸透させ、定住先として選ばれるまちを目指す。</p>
-------------------------	---

戦略目標 3 働く人の希望が叶うまち相生～産業活性化～

基本方針	播磨圏域連携中枢都市圏全体で経済成長を目指すとともに、企業、事業者の支援、創業の促進などにより、魅力ある地域産業づくりに取り組みながら、新たな雇用の創出など安心して働ける環境づくりを推進します。 また、本市の豊かな自然、歴史・文化などの地域資源を活用した観光振興を推進するとともににぎわいの創出と交流人口の増加を図ることにより、市内経済の活性化を図ります。							
数値目標	指標	基準値	目標値	実績値				
	市内事業所従業者数	R1	R7	R3	R4	R5	R6	R7
		12,063人	12,000人	12,063人	12,496人			
	達成率 (%)		100.5%	104.1%				

重要業績評価指標 (KPI)	基準値	目標値	実績値				
	R1	R7	R3	R4	R5	R6	R7
施策 1 魅力ある産業づくり							
新規創業者数	13件 (累計)	15件 (累計)	5件 (累計)	13件 (累計)			
	達成率 (%)		33.3%	86.7%			
支援策を受けて就職した人数	2人 (累計)	25人 (累計)	1人 (累計)	4人 (累計)			
	達成率 (%)		4.0%	16.0%			
施策 2 農水産業の活性化							
新規就農者数	10人 (累計)	10人 (累計)	0人 (累計)	2人 (累計)			
	達成率 (%)		0.0%	20.0%			
6次産業化商品件数	5品 (累計)	5品 (累計)	1品 (累計)	1品 (累計)			
	達成率 (%)		20.0%	20.0%			
施策 3 地域資源を活用した観光振興							
観光客数	606,867人	690,000人	402,803人	416,423人			
	達成率 (%)		58.4%	60.4%			
市内宿泊施設利用者数	123,790人	128,000人	103,913人	117,680人			
	達成率 (%)		81.2%	91.9%			

※累計の指標については、R3を始期とする。

数値目標に対する評価と次年度以降の取り組み方針	市内事業所従業者数は、令和3年度から433人増加しており、数値目標を達成できている。観光については、引き続き「相生ペーロン」の独自文化と「相生かき」のブランド力を活用した観光施策を行うとともに、新たな観光資源の掘り起こしを行い、にぎわいの創出と交流を活性化する。 また、関係機関と連携しながら創業支援などに取り組み、様々な業種の企業・事業者が挑戦しやすい環境づくりを行い、市内経済の活性化を図る。
-------------------------	---

戦略目標 4	安全・安心で住み続けられるまち相生～元気づくり～
--------	--------------------------

基本方針	<p>持続可能な定住性の高いまちを目指すため、災害に強いまちづくりの推進や地域の人をつなぐ仕組みづくりなどいつまでも健康で快適に暮らすことができるまちづくりを推進します。 また、多様な人材の活躍やSDGsなど新たな時代の要請にも適切に対応したまちづくりを推進します。</p>							
数値目標	指標	基準値	目標値	実績値				
	相生市に住み続けたいと思う人の割合	R2	R7	R3	R4	R5	R6	R7
		70.0%	71.0%	70.0%	70.0%			
達成率 (%)			98.6%	98.6%				

重要業績評価指標 (KPI)	基準値	目標値	実績値				
	R1 (R2)	R7	R3	R4	R5	R6	R7
施策 1	安全・安心に暮らせるまちづくり						
	刑法犯認知件数	106件	75件	93件	86件		
	達成率 (%)			41.9%	64.5%		
	災害に対する備えは十分であると思う人の割合	40.0%	43.0%	40.0%	40.0%		
	達成率 (%)			93.0%	93.0%		
施策 2	健康長寿なまちづくり						
	健康づくりと予防対策が充実していると思う人の割合	44.2%	47.0%	44.2%	44.2%		
	達成率 (%)			94.0%	94.0%		
施策 3	多様な主体による連携・協働のまちづくり						
	協働によるまちづくりが進んでいると思う人の割合	19.1%	24.0%	19.1%	19.1%		
	達成率 (%)			79.6%	79.6%		

※「災害に対する備えは十分であると思う人の割合」、「健康づくりと予防対策が充実していると思う人の割合」、「協働によるまちづくりが進んでいると思う人の割合」の基準値は、R2アンケートの結果

数値目標に対する評価と次年度以降の取り組み方針	<p>防犯設備設置補助を行い、地域における防犯灯・防犯カメラの設置促進を図るとともに、高齢者を対象とした簡易型自動録音機の配布及び自動録音機購入補助を行うことにより、刑法犯認知件数の減少に寄与したと考えられる。 また、地域包括ケアシステム構築の推進や、ライフステージに応じた社会教育体制の充実により、いつまでも健康で快適に暮らすことができる環境の整備を図った。 引き続き、安全・安心で住み続けられるまちづくりを推進するため、各種施策を実施するとともに、社会情勢を注視し、時代の変化に適切に対応したまちづくりを推進し、「相生市に住み続けたいと思う人の割合」の向上を図る。</p>
-------------------------	--

委員会中の主な質疑

Q1：相生市公式LINEの登録件数、AIチャットボットの質問件数はどうか。

A1：公式LINEは現時点で1,153人の登録、AIは10月の1か月で2,098件質問があった。

Q2：新規事業者の受入体制として、次世代通信サービスを整備するための取組の検討はどうか。

A2：IoTの活用は重要であり、今後研究したい。

Q3：新規就農業者に、勉強会等のスタートアップ支援体制の整備はどうか。

A3：担当課において、相談窓口の役割を担っている。

民生建設常任委員会

令和5年12月7日（木）

1 付託事件

- 議第38号 市道路線の認定について
- 議第40号 相生市立障害者支援施設の指定管理者の指定について
- 議第41号 相生市立養護老人ホームの指定管理者の指定について
- 議第42号 相生市立特別養護老人ホームの指定管理者の指定について
- 議第43号 相生市立生きがい交流センターの指定管理者の指定について
- 議第44号 相生市立上松農業共同作業所の指定管理者の指定について
- 議第49号 相生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議第51号 令和5年度相生市一般会計補正予算

第1条 歳入歳出予算の補正の内歳出中

款	項	(目)
10 総務費	5 総務管理費	75 地域活動推進費
		90 諸費
	15 戸籍住民登録費	全 般
15 民生費	5 社会福祉費	全 般
	7 老人福祉費	全 般
	10 児童福祉費	全 般
	15 生活保護費	全 般
20 衛生費	全 般	
30 農林水産業費	全 般	
35 商工費	全 般	
40 土木費	全 般	

議第52号 令和5年度相生市国民健康保険特別会計補正予算

議第53号 令和5年度相生市看護専門学校特別会計補正予算

議第54号 令和5年度相生市介護保険特別会計補正予算

議第55号 令和5年度相生市病院事業会計補正予算

議第56号 令和5年度相生市下水道事業会計補正予算

2 所管事項

(1) 市民生活部

ア 相生市災害廃棄物処理計画について（資料1）

イ 相生市脱炭素社会づくり基本計画について（資料2）

(2) 市民病院

ア 相生市民病院経営強化プランについて（資料3）

(3) 健康福祉部

ア 新型コロナウイルスワクチン接種について（資料4）

イ 看護専門学校解体工事等について（資料5）

(4) 建設農林部

ア 駅前イルミネーションの設置について

イ 食と農を守るかあちゃんず げんき市について（資料6）

3 その他

令和5年第5回（12月）定例会 民生建設常任委員会報告書

議案番号及び議案名

議第38号 市道路線の認定について

議案の概要

路線名称	区 域	幅員	延長
山崎町3号線	起点 相生市山崎町245番1地先	6.00m	39.95m
	終点 相生市山崎町243番2地先		
那波野73号線	起点 相生市那波野二丁目969番1地先	6.00m	42.84m
	終点 相生市那波野二丁目968番7地先		

1 認定路線 2路線 延長 82.79m

2 告示日 令和5年12月15日

質疑等

特に質疑はありませんでした。

討 論 なし

審査結果 可決（全会一致）

令和5年第5回（12月）定例会 民生建設常任委員会報告書

議案番号及び議案名

議第40号 相生市立障害者支援施設の指定管理者の指定について

議案の概要

- 1 施設の名称 相生市立障害者支援施設 野の草園
- 2 指定管理者 相生市矢野町真広397番地1
社会福祉法人 相生市社会福祉事業団
理事長 高田 雅仁
- 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

質疑等

特に質疑はありませんでした。

討 論 なし

審査結果 可決（全会一致）

令和5年第5回（12月）定例会 民生建設常任委員会報告書

議案番号及び議案名

議第41号 相生市立養護老人ホームの指定管理者の指定について

議案の概要

- 1 施設の名称 相生市立養護老人ホーム 愛老園
- 2 指定管理者 相生市矢野町真広397番地1
社会福祉法人 相生市社会福祉事業団
理事長 高田 雅仁
- 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

質疑等

特に質疑はありませんでした。

討 論 なし

審査結果 可決（全会一致）

令和5年第5回（12月）定例会 民生建設常任委員会報告書

議案番号及び議案名

議第42号 相生市立特別養護老人ホームの指定管理者の指定について

議案の概要

- 1 施設の名称 相生市立特別養護老人ホーム 椿の園
- 2 指定管理者 相生市矢野町真広397番地1
社会福祉法人 相生市社会福祉事業団
理事長 高田 雅仁
- 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

質疑等

特に質疑はありませんでした。

討 論 なし

審査結果 可決（全会一致）

令和5年第5回（12月）定例会 民生建設常任委員会報告書

議案番号及び議案名

議第43号 相生市立生きがい交流センターの指定管理者の指定について

議案の概要

- 1 施設の名称 相生市立生きがい交流センター
- 2 指定管理者 相生市旭一丁目6番28号
社会福祉法人 相生市社会福祉協議会
会長 丸山 英男
- 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

質疑等

特に質疑はありませんでした。

討 論 なし

審査結果 可決（全会一致）

令和5年第5回（12月）定例会 民生建設常任委員会報告書

議案番号及び議案名

議第44号 相生市立上松農業共同作業所の指定管理者の指定について

議案の概要

- 1 施設の名称 相生市立上松農業共同作業所
- 2 指定管理者 相生市若狭野町上松59番地
上松自治会
会長 油田 英規
- 3 指定の期間 令和6年4月1日から令和11年3月31日まで

質疑等

特に質疑はありませんでした。

討 論 なし

審査結果 可決（全会一致）

令和5年第5回（12月）定例会 民生建設常任委員会報告書

議案番号及び議案名

議第49号 相生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

議案の概要

全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和5年法律第31号）が施行されることに伴い、本条例の一部を改正するものである。

〔改正内容〕

- 1 産前産後期間における国民健康保険税の減額に関する規定の追加
- 2 施行期日 令和6年1月1日

質疑等

Q1 産前産後被保険者の減免件数と金額について、1年間でどれくらいを見込んでいるか。

A1 件数は15件、金額は19万2千円を見込んでいる。

討 論 なし

審査結果 可決（全会一致）

令和5年第5回（12月）定例会 民生建設常任委員会報告書

議案番号及び議案名

議第51号 令和5年度相生市一般会計補正予算

議案の概要

(単位：千円)

当初予算額	現計予算額	補正額	補正後の予算額
13,640,000	14,156,675	415,721	14,572,396

第1条 歳入歳出予算の補正の内歳出中の当委員会の所管の項目について

<歳出予算の主なもの>

人件費 人事異動及び退職者の増による給与費の組替え、並びに人事院勧告に伴う給与改定分を調整し計上したものを。

民生費

- ・母子家庭等医療費給付事業扶助費 138万1千円
- ・乳幼児等医療費助成事業扶助費 1,879万1千円
- ・こども医療費助成事業扶助費 219万6千円
(通院等の増加に伴う扶助費の増)

- ・美化センター管理運営事業委託料 999万7千円
(光熱費高騰による美化センター運転管理業務委託料の増)

質疑等

特に質疑はありませんでした。

討 論 なし

審査結果 可決（全会一致）

令和5年第5回（12月）定例会 民生建設常任委員会報告書

議案番号及び議案名

- 議第52号 令和5年度相生市国民健康保険特別会計補正予算
- 議第53号 令和5年度相生市看護専門学校特別会計補正予算
- 議第54号 令和5年度相生市介護保険特別会計補正予算
- 議第55号 令和5年度相生市病院事業会計補正予算
- 議第56号 令和5年度相生市下水道事業会計補正予算

議案の概要

令和5年度会計別12月補正概要

(単位：千円)

区分 会計名	歳 入		歳 出	
	補正額	主な内訳	補正額	主な内訳
国民健康保険 特別会計	149 <3,241,668>	県支出金 149	149 <3,241,668>	保険給付費 149
看護専門学校 特別会計	△6,688 <249,726>	繰入金 △6,688	△6,688 <249,726>	総務費 △6,688
介護保険 特別会計	300 <2,944,357>	繰入金 300	300 <2,944,357>	総務費 119 地域支援事業費 181

※ < > 内は、補正後予算額

※国民健康保険特別会計 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
国民健康保険事務処理 標準システム導入委託	令和5年度～令和6年度	85,366千円

令和5年度公営企業会計12月補正概要

(単位：千円)

区分 会計名	収 入		支 出	
	補正額	主な内訳	補正額	主な内訳
病 院 事 業 会 計	収益的収支			
	4,301 <732,301>	病院事業収益 4,301	4,301 <732,301>	病院事業費用 4,301
下 水 道 事 業 会 計	収益的収支			
	658 <1,792,448>	他会計補助金 658	658 <1,790,280>	総係費 658
合 計	4,959 <2,524,749>		4,959 <2,522,581>	

※ < > 内は、補正後予算額

※病院事業会計 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
市民病院空調設備更新工事	令和5年度～令和6年度	170,100千円
市民病院空調設備更新工事 監理業務委託	令和5年度～令和6年度	7,100千円

※下水道事業会計 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
相生下水管理センター一 包括維持管理業務委託 (令和5年度設定分)	令和6年度	39,200千円

質疑等

特に質疑はありませんでした。

討 論 なし

審査結果 可決 (全会一致)

地域公共交通について

1 相生市地域公共交通計画

(1) 計画期間

令和5年度～令和14年度 10年間

(2) 基礎数値

- ア) 自動車保有台数（令和3年） 20,880台
- イ) 自動車保有率（令和3年） 86%
- ウ) 自動車運転免許自主返納数（令和3年）約130件
- エ) 路線バス路線・便数（令和3年） 4路線 平日117便、休日67便
- オ) 路線バス乗車人員（日あたり）

	令和元年	令和3年
テクノ線	869人（75%）	472人（84%）
市内路線	287人（25%）	90人（16%）
合計	1,156人	562人

カ) タクシー（令和3年）

2社 32台 輸送回数（日あたり）約231回

キ) デマンドタクシー（年間）

	令和元年	令和3年	備考
矢野地区	491件	225件	利用者負担100円
坪根地区	233件	327件	利用者負担300円
合計	724件	552件	委託料2,200円/件

ク) 市民アンケート

バス路線に対する不満

- ・運行本数 51.7% ・運行ルート 23.1%
- ・時刻表、路線図がわかりにくい 22.6%

要望多数

- ・自宅から目的地までドアツードアでの移動
（高齢等により乗り換えが大変、荷物を持つての移動が困難等）

(3) 目標指標及び数値目標

目標指標	現状値 (令和3年度)	中間値 (令和9年度)	目標値 (令和14年度)
①路線バスの運行路線 及びバス停数	4路線 71箇所	4路線 71箇所	4路線 71箇所
②バス路線（市内3路線） の収支率	23.6%	26.0%	28.0%
③路線バスなどの年間輸送 量（タクシー含む）	892人/日	950人/日	1,000人/日
④市民意識啓発事業及び 関連イベントの参加人数	58人/年	70人/年	80人/年

(4) 目標達成に向けた施策・事業

基本理念	基本方針	取り組み事業
みんなで支え合い、安心・快適な魅力あるまち	基本方針1 「持続可能な地域公共交通網の維持・確保」	ア) 路線バスの運行内容の見直し →路線・便数等について、地域公共交通会議等の協議等を経て適正な規模で維持。 イ) 公共交通への適切な財政支援 →路線バス、タクシー等の交通機能維持のため、事業者に対し支援の実施。 ウ) 停留所のネーミングライツや企業広告などを活用した運行財源の確保 →路線バスを守る会等の協力により活動。
	基本方針2 「誰もが利用しやすい交通環境の整備」	エ) 地域の実状に即した移動手段の導入 →交通空白地・不便地等において、公共交通を利用しづらい方を対象に新たな交通弱者交通の導入を検討。 オ) バス停などの利用環境整備 →路線バスを守る会等の協力のもと、バス停の待合椅子の設置等を促進。 カ) 公共交通の総合時刻表の作成 →路線バスを守る会、相生駅を愛する会等の協力のもと、総合時刻表を作成。 キ) 自動車運転免許返納者優遇措置の周知 →関係者の協力のもと、市民PRを実施。
	基本方針3 「みんなで支える公共交通の推進」	ク) 商業、観光と連携した利用促進策の検討 →観・交・商連携型地域活性化事業等と連携。 ケ) まちかど出前講座での地域公共交通講座実施 →講座メニューに登録し、講座の実施。 コ) 路線バスの乗り方教室の実施 →路線バスを守る会の協力のもと、自治会や各種団体等を対象に乗り方教室を実施。 サ) 多様な手段を活用した公共交通の利用啓発や情報発信の実施 →観光協会等と連携し、新たな情報発信を行う。

2 語句説明

- ア) 地域公共交通・・・地域住民の日常生活や社会生活における移動手段として利用される路線バス、タクシー等の公共交通機関。
- イ) 交通空白地・・・駅やバス停まで遠く地域公共交通が利用しづらい地域、地域公共交通が通っていない等のため利用できない地域。
- ウ) 交通不便地・・・地域公共交通を利用するのに不便な地域、中心市街地等から遠い地域。
- エ) 交通弱者・・・公共交通機関の利用が困難な地域に居住し、自家用車等による自主的な移動ができず、買い物などの日常的な移動に制約を受ける方。

3 地域公共交通の方向性

○地域公共交通（路線バス、タクシー等）の利用を促すため、市民に対し利用促進のPRを行う。また、それら交通事業者の運営を支援し交通機能の維持継続を図る。

○地域的、経済的な理由等により路線バスやタクシー等地域公共交通の利用が困難であり、自家用車を所有しない等により自主的な移動に支障がある、高齢者、自動車運転免許返納者等の交通弱者の移動を支援するため、乗り換えのないドアツードアでの移動等利用者ニーズにあった新たな交通弱者対策を検討し実施する。

<参 考>

行政が運営する新たな地域公共交通の種類

区分	事業名称	特徴・課題
運営主体 ：市町 運行委託 ：交通 事業者	コミュニティーバス	<ul style="list-style-type: none"> ・運行費用を行政が担うため市の財政負担が大きい。 ・一般的に、路線バスより便数が少なく住民ニーズに合う運行便数が確保できないため、利用者減と便数減の負のスパイラルに陥る。
	乗り合いタクシー	<ul style="list-style-type: none"> ・ドアツードアの運行等比較的住民ニーズに合った運営ができるが、タクシー事業運営費用の財政負担が大きい。
	デマンドタクシー (地域内)	<ul style="list-style-type: none"> ・自宅から最寄りのバス停まで等、地域内での運行。 ・交通弱者を地域公共交通につなげる施策。 ・高齢等で乗り換えが困難な方は利用しづらい。
運営主体 ：市町 運行委託 ：地域	自家用有償旅客 運送の 交通空白地運送 (道路運送法に 基づく許可事業)	<ul style="list-style-type: none"> ・交通空白地における交通弱者の住民ニーズ（ドアツードアでの移動）に合う施策。 ・交通事業者委託事業と比較すると費用負担は比較的小さいが、地域に運行委託するため運転手の確保等安定した運行が課題。 ・国や交通事業者の同意が必要。
	非営利目的の 法外運送事業 (モデル事業)	<ul style="list-style-type: none"> ・自家用有償旅客運送のモデル事業。 ・法外の非利益型事業の運行。(病院や食品スーパー等の利用者送迎サービスと同様) ・交通事業者委託事業と比較すると費用負担は比較的小さいが、地域に運行委託するため運転手の確保等安定した運営が課題。 ・国や交通事業者の理解が必要。

委員会中の主な質疑

Q 1 : 路線バスの現状や路線の維持をどうするのか、またタクシーについてはどうか。情報を整理した上で今後の交通をどうするのかを論議すべきではないか。

A 1 : 路線バスについては、運営状況が非常に厳しく今後は路線廃止も含め大幅な改正が必要であると運業者から伺っている。路線の変更等は、地域公共交通会議の場で協議が必要な案件であり、様々な協議を経て適正な運行をしていくことになる。

タクシーについても、運業者から厳しい状況であるが、なんとか現状を維持している。

今後の交通のあり方については、現在、国や関係者の意見も踏まえ論議を重ねていきたい。

Q 2 : 市民は病院や食品スーパーの送迎を利用しているが、それらの送迎についても市民の要望に合わせた整理をしていくような展望を持っているのか。

A 2 : 現在の法律や国の運用では、病院の送迎は往復利用を前提としている。新たな交通弱者対策も含め市民が利用し易い各サービス間の連携ができないかを模索し、国・県とも協議していく。

Q 3 : 近隣の交通施策は、どのようになっているのか。また、地域に即した交通弱者対策を考えてはどうか。

A 3 : 赤穂市は有年地区でデマンドタクシーを、市内一円でコミュニティバス事業を行っている。そして、赤穂市、上郡町、備前市の定住自立圏を運行する圏域バス事業を行っている。

たつの市では市内一円で乗り合いタクシー事業を行い、新宮から御津までを運行するコミュニティバス事業も行っている。

地域に即した交通弱者対策については、交通空白地等の一部地域で先行してモデル事業として地域の状況に合わせた交通弱者対策を行う事を検討している。

議会閉会中の調査事件 一般廃棄物等の処理について（調査）

1 一般廃棄物の処理について

(1) 塵芥業務について

近年、ごみの排出量については人口減少の影響によるほか、分別の徹底が図られたことにより減少傾向にあるが、現在は横ばいの状況である。

そのうち資源ごみについては、市内量販店や地域の公共施設、市民体育館駐車場に回収拠点を設置し、市民の利便性の向上に取り組んでいるところである。

ごみの分別及び再資源化については、広報紙、出前講座、イベント及び収集時等に啓発を行っており、ごみを排出する市民・事業者とも協力しながら引き続き分別の徹底を図り、ごみの減量化、資源化に取り組んでいく。

(2) 資源ごみ売却収入の状況

区 分	令和4年度	令和3年度	令和2年度
紙 類	8,431 千円	4,613 千円	3,298 千円
び ん 類	2 千円	407 千円	371 千円
金 属 類	5,595 千円	4,317 千円	2,304 千円
P E T ・ プラスチック類	4,050 千円	1,706 千円	2,511 千円
そ の 他	102 千円	110 千円	121 千円
合 計	18,180 千円	11,153 千円	8,605 千円

※それぞれ毎年、品目毎に入札をし、単価を設定している

(3) 最終処分場埋立状況

区 分	令和4年度	令和3年度	令和2年度
埋立容量	86,000 m ³	86,000 m ³	86,000 m ³
埋立済量	58,993 m ³	58,234 m ³	57,402 m ³
埋立率	68.6%	67.7%	66.7%
埋立残量	27,007 m ³	27,766 m ³	28,598 m ³
埋立終了予定年度	令和26年度	令和26年度	令和26年度

※埋立物（焼却灰、ガラス、陶器類、汚泥、砂などの不燃物）

(4) 不法投棄処理量

区 分	令和4年度	令和3年度	令和2年度
不法投棄処理量	3.4 t	4.4 t	3.1 t

(5) 不法投棄が多い地域

鰯浜、山陽道側道（那波）、高取峠（佐方）、犬塚五輪塔周辺（矢野町）、椿峠（矢野町）、東西後明（若狭野）、東部墓園など

(6) 不法投棄防止対策

ア 警告看板の設置

山間部、河川敷、道路沿い、空き地、ごみ集積所といった不法投棄が多発する場所に設置している。

イ パトロールの強化

環境クリーン事業として、シルバー人材センターが週3回、軽トラックに2人乗車で不法投棄多発地区を中心に市内巡回パトロールの実施及びごみの撤去、回収を行っている。

また、住所や氏名など、明らかに個人が特定できる場合などについては、警察へ連絡するなどの対応を行っている。

2 相生地域エネルギーセンターについて

(1) 野瀬地区説明会の実施

ア 開催日時：令和5年8月20日(日) 10:00～

イ 開催場所：野瀬コミュニティ会館

ウ 参加者：野瀬地区住民、相生市、大栄環境(株)、三菱重工環境・化学エンジニアリング(株)、(株)エックス都市研究所

エ 参加人数：39名

(2) 主な質疑について

質 疑 応 答	
Q	神鋼環境ソリューションのストーカー炉から、三菱重工環境・化学エンジニアリングのストーカー炉に替わるということで、臭いはどのように変わるのか。
A	臭気はごみピットから押込送風機に送られて、燃焼用の空気として焼却炉に送られ燃やしてしまうため、外に臭気は漏れない仕組みとなっている。
Q	搬入口のシャッターは1枚なのか。トラックが入るとシャッターが空いたままになるので、臭いが漏れるのではないか。
A	シャッターは、トラックの出入口とごみピットの入口にそれぞれ設置しており、2段階の設置となっている。トラックの出入口のシャッターが開いていても、ごみピットのシャッターはダンプアップが終われば直ぐに閉まるため、臭いが外に漏れることはない。仮にシャッターが開いていたとしても、ごみピット内の空気は燃焼用の空気として焼却炉に送られるため、臭いは外に漏れない仕組みにはなっているが、全く臭いがしないとは言い切れないが、強烈な臭気が外に漏れることはない。
Q	灰についてはどのような処理を行うのか。
A	灰は大栄環境で所有する最終処分場に埋め立てる予定である。
Q	排水をどのように処理するのか。
A	排水は、排ガスを冷やす冷却水として使用する。クローズドシステムと呼ばれ、施設内で水を再利用することで、施設の外には水を出さない。海には一切排水を放流しない。

Q	廃棄物はすべてピットに入り、野積みになることはないか。
A	野外に廃棄物を積むということはない。焼却炉の横にストックヤード施設を設置することとしており、その中で粗大ごみ等の廃棄物を保管することとしている。
Q	下水管理センター内は埋立地であり、液状化のリスクが高い。
A	液状化対策については、数百本の杭を地盤へ打つので、液状化になったとしても施設が沈まないようにする。
Q	国道 250 号線の視距改良工事は 2 箇所とのことであるが、増やすことができないのか。
A	兵庫県光都土木事務所に相談し、研究する。

(3) 生活環境影響調査（現況調査）について

生活環境影響調査中、交通量調査結果については以下のとおりである。

なお、調査地点については、相生市一般廃棄物及び市外からの廃棄物の運搬ルートと想定している国道 250 号と、今後、一般廃棄物を運搬する際に使用する予定の市道相生野瀬線について調査を行った。

条件：道路交通センサスに基づき実施

調査日：平日 令和 5 年 1 月 11 日（水）～12 日（木）

休日 令和 5 年 1 月 8 日（日）～9 日（月）

○調査地点：国道 250 号（相生雨水ポンプ場敷地内）

調査地点	区 分		交通量（台/日）				大型車 混入率 （%）	平均 車速 （km/h）
			大型車	小型車	自動車類 合計	二輪車		
搬入ルート （国道 250 号）	平日	南行	159	1,386	1,545	81	10.3	36
		北行	120	1,344	1,464	85	8.2	35
		合計	279	2,730	3,009	166	9.3	36
	休日	南行	60	2,223	2,283	306	2.6	38
		北行	26	1,937	1,963	310	1.3	35
		合計	86	4,160	4,246	616	2.0	37

○調査地点：市道相生野瀬線（特別養護老人ホームこすもす倶楽部敷地内）

調査地点	区 分		交通量（台/日）				大型車 混入率 （%）	平均 車速 （km/h）
			大型車	小型車	自動車類 合計	二輪車		
搬入ルート （市道相生野瀬線）	平日	南行	42	489	531	7	7.9	50
		北行	49	498	547	7	9.0	48
		合計	91	987	1,078	14	8.4	49
	休日	南行	7	414	421	17	1.7	54
		北行	4	414	418	27	1.0	50
		合計	11	828	839	44	1.3	52

委員会中の主な質疑

Q 1 : 資源ごみ総合回収拠点における年間管理 委託料はどれくらい支出しているのか。

A 1 : 年間で約 4 5 0 万円である。

Q 2 : 今後、新しく資源ごみ総合回収拠点を他の場所に設置する計画はあるのか。

A 2 : 資源ごみ総合回収拠点については、有人での管理が不可欠であり、一定の維持管理経費が必要となってくることなどから、増やすことについては現在のところ考えていない。

第4次相生市障害者基本計画

1 基本理念

障害のある人もない人も お互いに認めあい支えあう 地域共生社会の実現

障害のあるなしにかかわらず、誰もがお互いに理解し、認めあい、支えあうことで、障害のある人が個性に応じて自立し、住み慣れた地域で安心して生活できる地域共生社会の実現に取り組みます。

2 基本目標

<p><基本目標1> 意思や希望が尊重される地域社会づくり</p>	<p>障害のある人の権利と暮らしを守るため、差別や偏見のない地域社会づくりに向けて権利擁護のネットワークの構築に努めるとともに、障害への理解を深めるための啓発・広報に取り組みます。</p>
<p><基本目標2> いきいきと暮らすための健康づくり</p>	<p>障害や疾病があっても住み慣れた地域で心豊かに、すこやかに安心して暮らすことができるよう、障害の早期発見・早期支援及び医療費の負担軽減に努めるとともに、関係機関と連携し障害の特性に応じた適切な支援を行います。</p>
<p><基本目標3> 自分らしく暮らすための支援体制づくり</p>	<p>障害のある人の多様なニーズに対応するため、福祉サービスやボランティア活動の充実を図るとともに、就労機会の確保により、社会参加、経済的自立の実現を目指します。</p> <p>基幹相談支援センターを中心とした総合的な相談窓口の充実を図り、障害のある人が、自ら必要な情報を取得することができるよう、情報アクセシビリティの向上を目指します。</p>
<p><基本目標4> 安全安心に暮らせるまちづくり</p>	<p>障害のある人が快適に生活を送ることができるよう、建物や道路等のバリアフリー化を推進するとともに、移動手段に対する支援を推進します。</p> <p>災害時に一人ひとりの状況に合わせた支援を行えるよう、市、市民、関係団体が連携し災害時の支援体制の確立を推進します。</p>
<p><基本目標5> ともに育ちともに学ぶ環境づくり</p>	<p>障害のある子どもに提供される配慮や学びの場の選択肢を増やし、障害のあるなしにかかわらず、ともに育ち学ぶことができる環境整備を進めます。また、障害のある子ども一人ひとりの個性や可能性を伸ばす療育・教育を推進します。</p>

3 施策の展開

基本目標1 意思や希望が尊重される地域社会づくり		
現状・課題	基本施策	主な取り組み
<ul style="list-style-type: none"> ●障害のある人の成年後見制度に関する理解が十分とはいえない。 ●障害のある人について、日常生活や職場等において差別や偏見を感じることもあるとの意見が一定数認められる。 ●障害のある人の半数近くが地域の行事や活動に参加できていないと感じている。 ●障害のない人の半数以上が障害のある人に接する機会がほとんどないと感じている。 	1 権利擁護の推進	(1)成年後見制度及び権利擁護の推進 (2)障害者虐待の防止
	2 障害に対する理解促進	(1)理解促進のための啓発 (2)福祉教育・福祉学習の推進 (3)障害を理由とする差別の解消
	3 社会参加の促進	(1)地域交流の推進 (2)交流機会の充実・情報発信 (3)スポーツ・文化活動の振興

基本目標2 いきいきと暮らすための健康づくり		
現状・課題	基本施策	主な取り組み
<ul style="list-style-type: none"> ●障害のある人が健康な生活を送ることができるよう保健所や医療機関と連携を図る必要がある。 ●精神障害のある人が安心して地域で生活を送ることができるよう支援体制を整備する必要がある。 	1 保健・医療体制等の充実	(1)疾病の予防 (2)医療費の負担軽減 (3)健康の維持・増進
	2 特性に応じた適切な支援	(1)精神保健福祉の推進 (2)難病保健福祉の推進

基本目標3 自分らしく暮らすための支援体制づくり

現状・課題	基本施策	主な取り組み
<p>●障害のある人の相談相手は、「家族・親戚」、「友人・知人」が大半を占めている。</p> <p>●市内の障害福祉サービスの満足度は比較的高い状態にあるが、「不満」と感じる理由にサービス事業所の不足が挙げられている。</p> <p>●障害のある人について、働くうえの条件として、自身の障害に合った仕事であることや職場での障害に対する理解があることを重視している。</p> <p>●行政から発信される障害福祉に関する情報が「わかりにくい」という意見が認められる。</p> <p>●障害のある人を対象としたボランティア活動について、参加したことはないが関心を持っているとの回答が一定数認められる。</p>	1 相談支援の充実	(1)総合的な相談体制の整備 (2)相談窓口の充実 (3)相談員の資質向上
	2 福祉サービス等の充実	(1)障害福祉サービスの充実 (2)生活の場の整備 (3)経済的支援の充実
	3 就労支援の充実	(1)雇用機会の確保と拡大 (2)就労系サービスの充実
	4 情報提供の充実	(1)情報内容及び提供方法の充実 (2)コミュニケーション手段の確保
	5 ボランティア活動の充実	(1)ボランティア活動の活性化 (2)人材の育成

基本目標4 安全安心に暮らせるまちづくり

現状・課題	基本施策	主な取り組み
<p>●障害のある人の主な移動手段は、自家用車が約6割であり、運転できなくなったときの交通手段の確保に不安を感じているとの意見がある。</p> <p>●障害のある人について、災害時にひとりで避難できないとの意見や、災害発生時の情報提供や声かけ等の支援を求める意見が多く認められる。</p>	1 福祉のまちづくりの推進	(1)ユニバーサル社会づくりの推進 (2)障害者マークの普及啓発
	2 移動手段の整備	(1)移動手段に対する支援の充実 (2)交通費助成の周知
	3 災害時支援体制の整備	(1)緊急時に備えた対応 (2)防災啓発・災害時の情報伝達

基本目標5 とともに育ちともに学ぶ環境づくり

現状・課題	基本施策	主な取り組み
<p>●特別な支援が必要な児童について、障害を早期に発見し、多様なニーズに応じた適切な療育を行うための体制の整備充実が求められている。</p> <p>●療育手帳所持者について、通園・通学に関して、周囲の理解や配慮が足りないとの意見が多い。</p>	1 療育体制の充実	(1)母子保健事業の充実 (2)療育事業の充実 (3)保育の充実
	2 教育等の充実	(1)教育環境の整備 (2)就学指導・進路支援の充実 (3)教員等の資質向上

第7期相生市障害福祉計画・第3期相生市障害児福祉計画

1 令和11年度に向けた目標値

障害のある人の地域生活移行や就労支援に関する目標について、国の基本指針等を踏まえ、令和8年度の数値目標を設定します。

なお、計画期間の最終年度となる令和11年度の数値目標については、令和8年度の間見直し時に国の基本指針を踏まえて改めて設定します。

(1) 施設入所者の地域生活への移行

地域移行や地域移行後の生活を支援するため、サービス提供体制を充実させるとともに、受け皿となるグループホーム等の居住の場の確保を図ります。

目標値（令和8年度）		積算（国の指針）
地域生活移行者	4人	(A) × 6%
施設入所者削減数	3人	(A) × 5%

※ (A)：令和4年度末時点の施設入所者数 57人

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

精神障害の程度にかかわらず、誰もが安心して暮らすことができるよう、保健、医療、福祉関係者との連携により、精神障害のある人を支える地域包括ケアシステムを構築します。

(3) 地域生活支援の充実

本市では、障害のある人やその家族が安心して生活するため、すぐに相談でき、必要に応じて緊急的な対応が図られるよう相生市障害者基幹相談支援センターを開設し、地域生活支援拠点等を整備しています。

継続した機能の充実のため、施設運用の状況を検証・検討する体制を構築し、PDCAサイクルに基づく評価・検証・検討・運用の見直しを年1回以上実施します。

項目	成果目標（令和8年度）
地域生活支援拠点等の整備箇所数	1箇所
効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築	構築
運用状況の検証・検討回数	年1回以上
強度行動障がい有する方への支援体制の整備	実施

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

障害のある人の雇用を促進するため、就労に関する情報の提供や訓練の機会の充実等により、一般就労に向けた就労移行・就労定着等のサポートに取り組みます。

本市の物品・役務等の発注に際し、障害福祉サービス事業所等への優先発注制度を活用し、障害者就労施設等を支援します。

項目	目標値 (令和8年度)	積算 (国の指針)
一般就労への移行者の増加	8人	令和3年度の一般就労への移行者数の1.28倍以上 (5人×1.28)
うち、就労移行支援事業	4人	令和3年度就労移行支援事業の1.31倍以上 (3人×1.31)
うち、就労継続支援A型	3人	令和3年度就労継続支援A型の1.29倍以上 (2人×1.29)
うち、就労継続支援B型	1人	令和3年度就労継続支援B型の1.28倍以上 (0人×1.28+1人)
就労定着支援事業の利用者数	3人	令和3年度就労定着支援事業の利用者数の1.41倍以上 (2人×1.41)
就労定着支援事業による就労定着率が7割以上の事業所の割合	25%	25%以上
市の障害福祉サービス事業所等への優先発注件数	10件	令和5年度見込み件数 (9件) 以上
市の障害福祉サービス事業所等への優先発注額	5,000千円	令和5年度優先発注見込み額 (4,700千円) 以上

(5) 相談支援体制の充実・強化等及び障害福祉サービス等の質を向上させるための体制の構築

障害のある人やその家族の相談の拠点である相生市障害者基幹相談支援センターについて、今後も多様化するニーズに的確に対応するため、庁内各課や関連団体等との連携を密にして、相談支援体制の一層の充実・強化等と、障害福祉サービス等の質の向上に努めます。

項 目	成果目標（令和8年度）
基幹相談支援センターの設置	設置
基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化を図る体制の確保	確保
協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善	実施

（6）障害児支援の提供体制の整備等

国の指針で求められている児童発達支援センターの設置や障害児支援の提供体制は整備済みですが、より一層の充実に努めます。

項 目	成果目標（令和8年度）
児童発達支援センターの設置数	1 箇所
保育所等訪問支援の実施	実施
主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保	1 箇所
主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保	1 箇所
医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置	設置
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	3 人

（7）発達障害のある人等に対する支援

ペアレントトレーニング等については、現在、本市での事業実施はありませんが、ニーズを把握し、近隣市町とも連携しながら発達障害のある人やその家族を支援する体制の確立に努めます。

2 サービス見込量

(1) 障害福祉サービス

①訪問系サービス

訪問系サービスの見込量は横ばいで見込んでおり、今後もサービス提供体制の確保・維持に努めます。

サービス名		令和 5年度 実績見込み	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
居宅介護	時間/月	800	805	805	805	805	805	805
	人/月	34	35	35	35	35	35	35
重度訪問介護	時間/月	744	744	744	744	744	744	744
	人/月	1	1	1	1	1	1	1
同行援護	時間/月	85	85	85	85	85	85	85
	人/月	5	5	5	5	5	5	5
行動援護	時間/月	10	10	10	10	10	10	10
	人/月	1	1	1	1	1	1	1
重度障害者等 包括支援	時間/月	0	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0	0

②日中活動系サービス

就労継続支援A型・B型は、いずれも年々利用者が増加していることから、今後も同様の傾向が続くものとして見込みます。

サービス名		令和 5年度 <small>実績見込み</small>	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
生活介護	人日/月	1,826	1,826	1,826	1,848	1,848	1,848	1,848
	人/月	83	83	83	84	84	84	84
自立訓練 (機能訓練)	人日/月	10	10	10	10	10	10	10
	人/月	1	1	1	1	1	1	1
自立訓練 (生活訓練)	人日/月	0	10	10	10	10	10	10
	人/月	0	1	1	1	1	1	1
就労選択支援	人日/月	0	0	0	0	5	5	5
	人/月	0	0	0	0	1	1	1
就労移行支援	人日/月	102	116	123	131	139	148	157
	人/月	6	6	7	7	7	8	8
就労継続支援 A型	人日/月	773	741	762	784	807	830	854
	人/月	38	37	38	39	41	42	43
就労継続支援 B型	人日/月	1,284	1,295	1,333	1,371	1,411	1,452	1,494
	人/月	81	81	84	86	89	91	94
就労定着支援	人/月	7	5	5	5	5	5	5
療養介護	人/月	1	2	2	2	2	2	2
短期入所 (福祉型)	人日/月	107	115	120	125	130	135	140
	人/月	6	7	8	9	10	11	12
短期入所 (医療型)	人日/月	0	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0	0

③居住系サービス

障害のある人の自立促進や家族等支援者の高齢化等の影響も考慮し、引き続き、サービス提供事業者の新規参入促進を図る等、受入体制の拡大に努めます。

サービス名		令和 5年度 <small>実績見込み</small>	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
自立生活援助	人/月	0	0	0	1	1	1	1
共同生活援助	人/月	38	39	39	40	41	41	42
施設入所支援	人/月	57	56	55	54	54	54	54

④相談支援

計画相談支援については、増加で見込んでおり、引き続きサービス提供事業者と密に連携を図るとともに、全ての人に適切な支援計画が策定されるよう、支援の質の向上に努めます。

サービス名		令和 5年度 実績見込み	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
計画相談支援	人/月	67	70	71	72	73	74	75
地域移行支援	人/月	0	1	1	1	1	1	1
地域定着支援	人/月	0	1	1	1	1	1	1

(2) 障害児に対する福祉サービス

児童発達支援と放課後等デイサービスは今後もニーズは高いと考えられるため、サービス提供事業者と連携し、受入枠の確保に努めます。

サービス名		令和 5年度 実績見込み	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
児童発達支援	人日/月	282	300	300	300	282	276	270
	人/月	47	50	50	50	47	46	45
医療型児童 発達支援	人日/月	0	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0	0
放課後等 デイサービス	人日/月	870	870	870	870	840	840	810
	人/月	145	145	145	145	140	140	135
保育所等訪問 支援	人日/月	3	3	3	3	3	3	3
	人/月	3	3	3	3	3	3	3
居宅訪問型 児童発達支援	人日/月	0	0	0	0	0	0	0
	人/月	0	0	0	0	0	0	0
障害児相談 支援	人/月	44	45	45	45	40	40	40

(3) 地域生活支援事業

地域生活支援事業は、障害のある人が自立した日常生活や社会生活を送ることができるよう自治体が主体となって実施する事業であり、利用者のニーズに合わせて事業の充実を図ります。

事業名		令和 5年度 <small>実績見込み</small>	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
理解促進研修・ 啓発事業	実施の 有無	有	有	有	有	有	有	有
自発的活動支援事業	実施の 有無	有	有	有	有	有	有	有
障害者相談支援事業	箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
基幹相談支援 センター	設置の 有無	有	有	有	有	有	有	有
基幹相談支援センター 等機能強化事業	実施の 有無	有	有	有	有	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の 有無	無	有	有	有	有	有	有
成年後見制 度利用支援 事業	申立 件数	人/年	1	1	1	1	1	1
	助成 件数	人/年	1	2	2	2	3	3
成年後見制度法人後 見支援事業	実施の 有無	無	有	有	有	有	有	有
手話通訳者・要約筆 記者派遣事業	件/年	12	15	15	15	18	18	18
手話通訳者設置事業	人/年	1	1	1	1	1	1	1
介護・訓練支援用具	件/年	2	2	2	2	2	2	2
自立生活支援用具	件/年	2	2	2	2	2	2	2
在宅療養等支援用具	件/年	5	5	5	5	5	5	5
情報・意思疎通支援 用具	件/年	7	7	7	7	7	7	7

事業名		令和 5年度 <small>実績見込み</small>	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
排せつ管理支援用具		件/年	550	550	550	550	550	550
居宅生活動作補助 用具		件/年	1	1	1	1	1	1
手話奉仕員養成研修 事業		人/年	0	9	0	0	10	0
移動支援事業		人/年	20	20	20	21	21	21
		時間/年	1,200	1,200	1,200	1,260	1,260	1,320
地域活動 支援セン ター	市	実施箇所数(箇所)	1	2	2	2	2	2
	内	実利用者数(人/年)	14	14	14	14	14	14
	市	実施箇所数(箇所)	1	1	1	1	1	1
	外	実利用者数(人/年)	1	1	1	1	1	1
生活支援事業		実施の 有無	有	有	有	有	有	有
日中一時支援事業		人/月	6	7	7	7	7	7
スポーツ・レクリエーシ ョン教室開催等事業		人/年	240	240	240	240	240	240
文化芸術活動振興事 業		人/年	450	450	450	450	450	450
点字・声の広報等発行 事業		人/年	18	18	18	18	18	18

委員会中の主な質疑

Q 1 : 第3期障害児福祉計画について、前回の計画からの変更点は何か。

A 1 : 発達障害のある子どもの保護者が、療育に関する知識やスキルを身につけることで、子どもの発達促進や行動改善につなげることを目的とした、ペアレントトレーニングの実施体制の整備が新たな目標として追加されている。

Q 2 : 障害のある人とない人の交流促進に関する取り組みについて、どのように考えているのか。

A 2 : 市や民間福祉施設が実施している交流イベントについて、障害のある人もない人も、積極的に参加いただけるよう情報発信に努めていきたい。

Q 3 : 障害のある人の災害時の支援には、自治会との連携が欠かせないと思うが、障害のある人とない人の接点が少ない現状において、自治会との連携についてどのように考えているのか。

A 3 : 障害のある人に関する個別避難計画を策定している危機管理課と協議連携の上、取り組んでいきたい

主な議会用語の解説（50音順）

用 語	解 説
委員会付託 (いいんかいふたく)	本会議の付議事件について詳しく検討を加えるために、所管の常任委員会または特別委員会に審査を託すことをいいます。
委員長報告 (いいんちょうほうこく)	委員長が委員会での審査結果や調査経過などについて、本会議で報告することを指します。
意見書 (いけんしょ)	地方自治法第99条の規定に基づき、市議会は市の公益に関することについて、国会、国、県など関係行政庁に対し、議会の意思を意見としてまとめた文書を提出することができます。 意見書の案は、議員が提出し本会議でその可否を決めます。
一般質問 (いっぱんしつもん)	議員が本会議で市の一般事務や将来に対する方針などについて質問することをいいます。一般質問は定例会で行われ、臨時会ではできません。 質問時間は、一人30分以内としています。
開会 (かいかい)	議会を開いて、法的に活動できる状態にすることをいいます。
会期 (かいき)	議会が会議を行う期間（開会日から閉会日まで）のことです。会期は、本会議開会後に議決により決定します。
会派 (かいは)	政策を中心とした理念を共有する複数の議員で構成された集団をいいます。
議案 (ぎあん)	議会の議決を得るために、市長や議員が提出する案件を議案といいます。
議員全員協議会 (ぎいんぜんいんきょうぎかい)	議員全員協議会は、議員全員で行うもので、その限りでは本会議と同じです。 重要項目について各議員の意見調整や協議を行います。

用 語	解 説
議会運営委員会 (ぎかいうんえいいんかい)	円滑な議会の運営を行うため、議会運営の全般について協議し、意見などの調整をはかる場として設置している委員会のことです。
議決 (ぎけつ)	<p>議会で議案などに対し(可否)賛否を決定することで、意思決定の内容により、次のような種類があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・可決(否決): 予算、条例、契約、意見書、決議等 ・認定(不認定): 決算 ・承認(不承認): 専決処分 ・同意(不同意): 人事案件
議事日程 (ぎじにっぺい)	その日の会議(本会議)の件名、順序を記載したものです。
休会 (きゅうかい)	議案などの調査研究や委員会審査などのために、会期中に会議(本会議)の活動を休止することです。
継続審査 (けいぞくしんさ)	会期中に議案などの審査を終了することが困難な場合に、議会の議決によって、会期が終了した閉会後も引き続いて、委員会で審査を行うことです。
決議 (けつぎ)	法律的効果を持つ議決と異なって、議会の事実上の意思決定をいいます。
採決 (さいけつ)	議長が議案などについて、出席議員に賛成・反対の意思表示を求め、それを集計することです。起立による採決や投票による採決、異議がないかをはかる簡易採決などがあります。
散会 (さんかい)	議事日程に記載されたことがすべて終了し、その日の会議(本会議)を閉じることをいいます。
指定管理者制度 (していかんりしゃせいど)	地方自治体やその外郭団体に限定していた公の施設の管理・運営を株式会社等の法人に代行させることにより、民間のノウハウの導入し、サービスの向上や管理経費の削減により、地方公共団体の負担の軽減を図ることを目的とした制度のことです。

用 語	解 説
質疑（しつぎ）	<p>議題となっている議案などについて、疑義をただすための発言のことです。</p> <p>質疑は議案などの不明確な点を明らかにするために行うもので、自己の意見を述べることはできません。</p>
上程（じょうてい）	<p>本会議で議題として取り扱うことを、一般に「上程」といいます。</p>
条例（じょうれい）	<p>地方公共団体が自治立法権に基づいて定める自主法のことです。条例の制定・改廃は原則として議会の議決により成立し、長の公布により効力が生じます。</p> <p>条例案の議会への提案権は、長・議員の双方が有しています。</p>
審議（しんぎ）	<p>本会議の付議事件について、説明を聞き、質疑し、討論をし、表決するといった一連の過程のことを審議といえます。</p>
審査（しんさ）	<p>委員会において、付託を受けた議案、請願等を論議し一応の結論を出す過程のことをいいます。</p>
常任委員会 （じょうにんいんかい）	<p>議会が市の事務に関する調査や議案などの審査を行うため、常に設置されている委員会のことです。議員は必ずいずれかの常任委員会に属しています。</p> <p>総務文教、民生建設の2常任委員会があります。</p>
除斥（じょせき）	<p>議会における審議を公正なものとするため、議題となった案件と一定の利害関係にある議員を、その審議に参加できないようにすることです。</p>
専決処分 （せんけつしょぶん）	<p>議会の議決または決定すべきことについて、市長が議会に代わって処分することです。議会を招集するいとまがないときに行うものと、議会の議決により予め指定したものとがあります。</p>

用 語	解 説
定足数（ていそくすう）	<p>議会において、有効に議題を審議し、決定するために必要とされる出席者の数のことを定足数といいます。</p> <p>地方自治法において、議会は、議員の定数の半数以上の議員が出席しなければ、会議を開くことができないとされています。</p>
定例会（ていれいかい）	<p>市議会には定例会及び臨時会があります。定例会とは付議事件の有無にかかわらず、定期的に招集される議会のことで、地方自治法により毎年（1月1日～12月31日）、条例で定める回数を招集することになっています。</p> <p>本市では条例で年4回と定めており、原則3月、6月、9月、12月に招集されます。</p>
答弁（とうべん）	<p>本会議、委員会などで、議員の質疑、質問に対して市長や副市長、教育長及び関係部長などが回答や説明などを行うことをいいます。</p>
討論（とうろん）	<p>定例会や委員会において、質疑の後、採決の前に議案に対する賛成か反対かの意見を表明することをいいます。</p>
特別委員会 （とくべついいんかい）	<p>常に設置されている常任委員会に対し、必要のある場合や特定のことを審査するために設置される委員会のことをいいます。</p> <p>予算審査特別委員会や決算審査特別委員会などがあります。</p>
動議 （どうぎ）	<p>一定の事柄を議題とすることを求める議員の提議のことをいいます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 議題とすることを求める事柄について、案を備える必要のあるもの（文書）… 条例案、条例や予算の修正案、意見書案、決議案等。 2 案を備える必要がないもの（口頭）… 緊急質問、委員会付託省略、質疑・討論の終結、日程変更、日程追加、休憩等。

用 語	解 説
発言通告 (はつげんつうこく)	議会の会議(本会議)で議員が発言をしたいとき、予め議長に発言の趣旨などを告知することをいいます。
表決 (ひょうけつ)	議員が議案などに対して賛成・反対の意思表示をすることです。議長が表決をとることを採決といい、「採決」は議長の側からみた表現です。
閉会 (へいかい)	議会の法的な活動能力を失わせることをいいます。
本会議 (ほんかいぎ)	定例会や臨時会において、議員全員で構成する会議のことをいいます。 本会議では、議案などの審議や、市議会としての最終意思の決定(議決)などを行います。
理事者 (りじしゃ)	市長、行政委員会(教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会など)、行政委員(監査委員)など、行政の仕事を行う機関のことを指します。
臨時会 (りんじかい)	市議会には定例会及び臨時会があります。 臨時会は、定例会のほかに臨時の必要がある場合に随時招集され、付議事件として告示したものに限り審議することができる会議のことをいいます。